

幡多公設地方卸売市場  
施設借受者募集要項

高知県四万十市

## 1 募集内容

幡多公設地方卸売市場（四万十市佐岡 499-1） 2階の空き施設の借受者を募集します。

## 2 貸付対象施設

### (1) 施設名称

幡多公設地方卸売市場

### (2) 所在

四万十市佐岡 499-1



国土地理院ウェブサイトを利用して

### (3) 構造・竣工

鉄骨造2階建・昭和50年竣工

### (4) 大規模改修年

平成28年（耐震補強工事を実施）

### (5) 貸付対象施設

施設	面積	貸付料（月額）	備考
業者事務所①	80 m <sup>2</sup>	48,400 円	施設に関しては、1室を一括して貸し付けるものであり、部分的な貸付は原則行いません。
業者事務所④	80 m <sup>2</sup>	48,400 円	
大会議室	120 m <sup>2</sup>	72,600 円	
駐車場	—	3,300 円 （1台あたり）	上記施設の借受目的に付随する場合のみの貸付になります。

※貸付料は税込み価格

※各施設の詳細は別紙参照

### 3 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 のいずれにも該当しない者
- (2) 四万十市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないこと。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある者でないこと。

### 4 募集条件等

#### (1) 貸付施設の賃貸借料等

##### ア 賃貸借の期間

賃貸借の期間は、全ての施設において、1 年以上とします。

##### イ 賃貸借料

施設の賃貸借料は市が発行する納入通知書により、指定する期日までに指定期間分（最大 1 年分）を前納してください。ただし、市と協議のうえ、やむを得ないと認められる場合には月賦等により前納することを可能とします。

##### ウ その他必要経費等

施設において使用する電力、水道、共用施設（トイレ等）の消耗品等の費用は、借受者の負担（幡多公設地方卸売市場管理組合（以下「指定管理者」という）への納付）とします。

##### エ 賃貸借の条件

(ア) 原則原状での貸付とします。ただし、借受者の負担により施設の改修等を行う場合、市から事前に承認を受ければ、改修等を可能とします。なお、賃貸借終了時には借受者の負担において施設を原状（貸付時点の状態）に回復し返還するものとします。

(イ) 当該施設の用途を変更、または当該施設を転貸することや、他者に利用させることはできません。

(ウ) 業者事務所①～④及び大会議室の貸付は、1 室を一括で貸付するものとし、部屋の一部のみなどの部分的な貸付は原則行いません。

(エ) 借受の開始時期については申込書提出日から 6 ヶ月以内とします。

(オ) 施設のうちスイッチ、蛍光管、とびらの取手、ガラス、その他軽微な修繕及び清掃に要する費用は借受者の負担とします。

(キ) 駐車場の貸付については空き施設の借受目的に付随する場合のみでの貸付となります。貸付台数については別途市との協議のうえ決定とします。

##### オ 賃貸借の制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の貸付はできません。

(ア) 借受しようとする者が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると市が認めたとき。

(イ) 借受しようとする者が対象施設での小売、飲食といった不特定多数を対象とした営業活動を行う場合や、居住を目的に借受を行う場合。

(ウ) 幡多公設地方卸売市場の運営に支障があると市が認めたとき。

(エ) その他賃貸借をすることが不相当と市が認めたとき。

オ 賃貸借契約

賃貸借決定に当たり別途、本募集要項に定めた事項に関する賃貸借契約書を締結します。

5 申込方法等

(1) 申込方法

申込受付期間：令和8年5月15日（金）～ 随時

（持参受付：8時30分～17時15分）

提出方法：借受申込書その他必要書類を添えて、持参又は郵送により提出してください。

送付先：〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市観光商工課 商工・雇用対策係

TEL：0880-34-1126

(2) 必要な書類

番号	申込者が法人の場合	申込者が個人の場合
1	施設借受申込書	
2	登記事項証明書	本人確認書類（運転免許証、医療保険の資格確認書類等で現住所が記載されているもの）
3	納税証明書（当該法人における四万十市税の滞納がないことの証明書）	納税証明書（当該個人における四万十市税の滞納がないことの証明書）
4	資格等に関する誓約書	
5	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	
6	賃貸借料提示書 ※競争入札を行う場合のみ	

(3) その他

ア 申込に必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受付できません

イ 電話、ファックス、メールによる申込みはできません。

ウ 賃貸借契約は、応募申込者で行います。

エ 上記（1）申込受付期間の終了後、貸付対象施設に空きがある場合は再度募集を行います。詳細は四万十市公式ホームページにてお知らせします。

## 6 借受者の決定方法等

### (1) 借受者の決定方法

借受目的、期間等をもとに市と指定管理者で協議の上、総合的に判断し選定。

※同日付けかつ同一施設を希望し、参加資格要件等を満たす者が2者以上からあった場合には、条例で定める貸付料を最低金額とした競争入札により決定します。(支払可能な貸付料(1年間分)を提示していただき、金額の高い者を候補者とします。)

※駐車場については順位の決定対象の施設からは除外することとします。

### (2) 借受者の決定通知

借受者の決定については申込から受付終了後1ヶ月以内に決定し、通知します。

## 7 その他

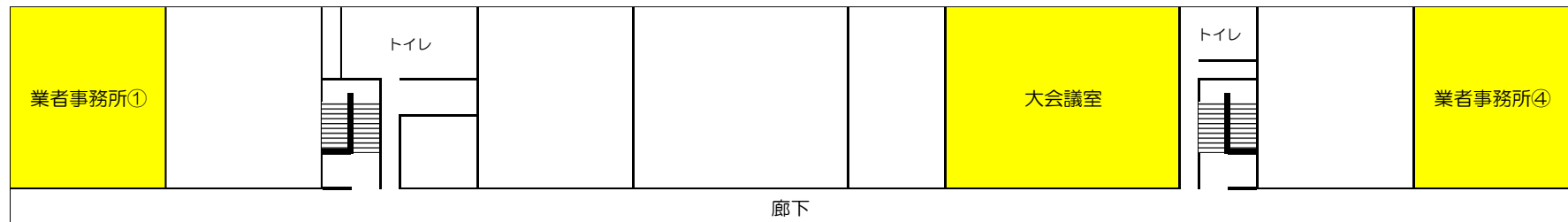
この要項に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとします。

【別紙】貸付対象施設詳細

1 業者事務所①④、大会議室

(1) 施設概況

《幡多公設地方卸売市場 2階》



業者事務所①



業者事務所④



大会議室



(2) 施設・設備の状況

	施設・設備	状況	備考
1	電気	日本エネルギーファーム株式会社（貸付部分には借受者が別途子メーターを設置すること）	
2	ガス	無	
3	水道	公営水道	
4	排水	合併処理浄化槽	
5	トイレ	共用・水洗	
6	給湯	無	
7	流し台	共用	
8	冷暖房	無	
9	換気設備	空調換気扇	
10	電話設備	無	業者事務所①は蛍光灯
11	照明器具	有	
12	TV 共聴設備	無	
13	エレベーター	無	
14	機械警備	一部の部屋に SECOM 社の機械のみ有。 使用する場合には別途借受者で諸手続きを行うこと。	業者事務所④に機械のみ有。

## 2 駐車場

### (1) 全体図

